

厚真町における「人・農地プラン」について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月25日

厚真町長 宮坂 尚市朗



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

あつま地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和4年3月25日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数	あつま地区	個人	226経営体
		法人	24経営体
		任意組織	1経営体

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構による事業を活用し、面的に集約された形で担い手への農用地の集積を進め、耕作放棄地の発生防止を図る。

6. 地域農業の将来のあり方

農地の有効活用を図り、規模拡大により生産性を向上させるとともに、農業用機械等を更新し、生産費のコストダウンを図る。また、新規就農者等の労働力を確保するとともに、生産技術や生活支援等の面でフォローアップを行い、将来的には地域の担い手として育成する。

以上

別紙2 参考様式

現在の人・農地プランの区域の全部又は一部の区域であって既に実質化していると判断する地区

対象地区名	範囲	区域内農地面積(ha)	近い将来の農地の受け手①		近い将来の農地の出し手②		①及び②の面積合計(ha)	備考
			中心経営体数	現状の経営面積合計(ha)	農業者数	貸付等予定面積合計(ha)		
あつま	幌内	203.5	12	154.9	1	2.6	157.5	77.4
	富里	155.9	7	127.5	1	4.8	132.3	84.9
	高丘	210.3	8	182.1	0	0.0	182.1	86.6
	吉野	36.5	1	34.7	0	0.0	34.7	94.9
	東和	118.3	10	94.1	0	0.0	94.1	79.6
	桜丘	96.7	3	65.2	0	0.0	65.2	67.4
	朝日	200.4	6	187.6	1	0.6	188.2	93.9
	本郷	85.2	6	40.2	7	12.7	52.8	62.0
	幌里	276.6	5	199.8	1	25.7	225.5	81.5
	厚真	5.7	1	4.0	0	0.0	4.0	70.8
	宇隆	237.3	10	200.1	0	0.0	200.1	84.3
	新町	52.9	2	45.4	0	0.0	45.4	85.8
	美里	195.7	20	173.5	2	3.5	177.0	90.4
	上野	173.4	14	155.1	0	0.0	155.1	89.4
	豊沢	513.9	19	512.4	3	3.6	516.0	100.4
	豊川	185.3	7	144.9	1	5.0	149.9	80.9
	共栄	242.7	13	214.4	0	0.0	214.4	88.3
	富野	375.3	14	374.9	0	0.0	374.9	99.9
	上厚真	37.3	3	29.6	0	0.0	29.6	79.3
	共和	305.9	17	304.1	0	0.0	304.1	99.4
	厚和	305.4	7	270.2	0	0.0	270.2	88.5
	鯉沼	271.4	8	216.8	0	0.0	216.8	79.9
	浜厚真	132.6	4	81.6	0	0.0	81.6	61.6
	豊丘	357.5	13	352.7	1	3.6	356.3	99.7
	軽舞	424.1	20	336.2	2	9.2	345.4	81.4
	上鹿沼	137.2	5	137.2	0	0.0	137.2	100.0
	下鹿沼	70.4	3	67.9	0	0.0	67.9	96.4
	白鷺	169.7	8	149.5	0	0.0	149.5	88.1
	合計	5577.0	246	4856.3	20	71.2	4927.5	88.4

注1:1集落1農場を実現しているような区域においては、区域の受け手の事業が将来にわたって安定的に継続される見込みを後継者の確保状況等により確認し、確認した旨を「備考」欄に記載します。

注2:「範囲」を集落名等により特定できない場合には、地図等を用いて特定することができます。

注3:「近い将来の農地の受け手」の「現状の経営面積合計(ha)」には、対象地区内における中心経営体の現状の経営面積の合計を記載してください。